

令和4年7月

町では、新型コロナウイルス感染症により、外出することが困難となった世帯の方へ、「自宅待機者生活用品等買物支援事業」を行っています。

お困りの方は、役場担当窓口まで、お問い合わせください。

佐呂間町にお住まいの『新型コロナウイルス感染症』 による自宅療養者がいる世帯の皆様へ

佐 呂 間 町 で は 、 食 料 品 ・ 日 用 品 の
買 物 代 行 ・ 配 達 (置 き 配) を 行 い ま す 。

■対象世帯

- ・自宅療養者、濃厚接触者及び感染の可能性があり、
外出、買物をすることが困難な世帯
(親類・知人の支援を受けられない世帯に限る。)

■申込先

- ・総務課総務係又は保健福祉課保健推進係へ
電話又はFAXにてお申込みください。
【総務課 2-1211/保健福祉課 2-1212/FAX共通 2-3368】

■受付時間

- ・午前9時から正午まで (平日のみ)

■支払方法

- ・商品の代金は、対象世帯が後日支払い(振込可)

■その他

- ・配達業者に感染したことを知られたくない場合は、町が配達
(置き配)を代行します。(自宅療養措置の解除後に町が代金
を預かり、業者への支払いを行います。)
- ※配達業者の都合により、当日の配達ができない場合があります。
- ※ご要望の商品がない場合は、ご容赦願います。